

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-5
提出年月日	令和5年6月14日

ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料

指摘事項

No. 22122-18	緊急時対策所	(提出資料全体) DB上の対象は「指揮所」だけだが、明記することにより「待機所」の扱いが必要になることも踏まえて、「緊急時対策所」の表現にとどめるのがよいか、先行実績も確認した上で方針を説明すること。
--------------	--------	---

泊発電所では、緊急時対策所における作業用照明および可搬型照明については、設計基準事故発生時、全交流電源喪失時等に対処するために必要な指示を実施する場所として、緊急時対策所指揮所に設置をしている。

1. 緊急時対策所の表現における記載分けについて

先行実績を確認したところ、11条においては同様の条件の記載分けをしているところは無かったが、同様な議論は第34条、第61条の「緊急時対策所」および第35条、第62条の「通信連絡設備」において、緊急時対策所の記載分けが議論されているところであり、11条もその方針に合わせた記載をすることとした。

- (1) 物理的な設備としてではなく、11条の規制要求である作業用照明、可搬型照明を設置する場所、**保管場所への移動及び作業に必要な照度を確保する場所**としての「緊急時対策所」(概念としての「緊急時対策所」)を示すときは、単に「緊急時対策所」と記載する。

例)

可搬型照明は、内蔵電池にて点灯可能な設計とし、 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動及び緊急時対策所の作業に必要な照度を確保できる設計とする。

- (2) 無停電運転保安灯の設置場所や可搬型照明の配備場所を特定することが必要な箇所には「緊急時対策所指揮所」と記載する。

以 上